Information System Department
情報通
2023 . January　1月号
発　行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題　字：神津　信一（四谷）
（税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

使ってみました　会員業務のデジタル化サポート事業

デジタル化委員会副委員長　加藤　昭弘

Ⅰ　はじめに

本会では、昨年９月より、電子申告初心者の方や、税務会計システムの入れ替えを検討されている方向けに、東京税理士会データ通信協同組合（以下、「東税データ」）が取り扱う税務ソフトをインストールしたパソコン（以下、「デモ機」）を最大２カ月お試し利用できる制度が始まりました（※会員業務のデジタル化推進の一環として、本会と東税データとの間で「会員業務のデジタル化対応サポート事業に関する協定書」を締結しました）。

今回、私自身が実際にこの制度を利用させていただきましたので、その紹介と感想を報告させていただきます。ぜひ皆様も利用してみませんか？

まず、このサポート事業についてご紹介いたします。

Ⅱ　会員業務のデジタル化サポート事業とは

【対象となる会員】

この「会員業務のデジタル化サポート事業」（デモ機の貸出）は、すべての会員が利用できます。開業したばかりでどのソフトを使っていいかわからない方、現在は他のベンダーを使用しているがソフトの入れ替えを検討している方にお勧めです。同じ事務所内で複数人が申し込むことはできないので、その点はご注意ください。

東京税理士会事務局デジタル化委員会
メール：digital2@tokyozeirishikai.jp

デジタル化相談申込書

相談項目	□ 電子申告（e-Tax・eLTAX）等に関する事項 □ 事務所のデジタル化に関する事項 □ その他（　　）		
相談者氏名（会社名） 登録番号 住　所		TEL　（　　） FAX　（　　） E-Mail	
ベンダ及びソフト	□ 税務・電子申告用ベンダソフト（　　） □ 会計ソフト（　　） □ 未利用	パソコンのOS	□ Windows10 □ Windows8 □ MacOS □ タブレット等 □ その他（　　）
ハンドルのブラウザ	□ Firefox　□ Safari　□ Chrome		□ FireFox　□ その他（　　）
インターネット環境	□ 有		□ 無
税理士用電子証明書（ICカード）	□ 有 □ 無（ICカードリーダーの取得等）	ICカードリーダ（ICカード）の利用	□ 有 □ 無
相談内容（具体的に）			

●相談事業を本会会報・ホームページ等への掲載することについて
□ 同意する　□ 同意しない

●注意事項
1. 記載手続は有料的に進んでください。
2. 記載は相談者様から電話・電子メール等によって連絡いたします。
3. 相談日は所員の都合に応じ、最終的に貴社名及ぶものではありません。
4. ベンダ及び会員ご相談することはございます。

【申込み方法（利用方法）】

①利用を希望される方は、本会「デジタル化相談室」にご連絡ください。

②ご連絡いただきましたら、「デジタル化相談申込書」に必要事項を記入して記載のメールアドレスへ送信してください。

③送信後、本会事務局より、今後のスケジュールについて連絡いたします。この際に正式な手続きに移ります。なお、貸出台数には限りがあるため、ご希望どおりの日程で借りられるとは限りません。

【申込み後～貸出しまで】

④デモ機の申込受付後、具体的な貸出開始日（来館日）を決めます。デモ機を受け取るためには来館が必要です。貸出期間は、この日から最大２カ月となります。

⑤貸出開始日当日、東京税理士会館１階の東税データショールーム（ガラス張りの部屋）にお越しいただき、デモ機及び附属品を確認し、「パソコン利用確認書」に署名します。デモ機には、税務ソフト及び会計ソフトがインストールされており、各ソフトとデモ機の使用に関する説明があります。この時には、利用を検討しているソフトを導入した場合の料金説明もあります。

貸出期間の２カ月の間は、税務ソフト及び会計ソフトを自由に使用できます。デモ機の利用期間中にソフトを使用する上で不明点が生じた場合には、東税データのサポート（電話、オンライン等）も受けられます。インターネットにつなげば、税務ソフトで作成をした各種申告書・届出書を電子申告することも可能です。税理士用電子証明書及びICカードリーダライタについては、ご自身でご用意ください。

【返却について】

⑥2カ月の貸出期間が終了しましたら、東税データショールームへデモ機及び附属品を全てお持ちになり、ご返却ください。

⑦利用終了後、税務ソフト導入の意思確認を行います。導入する際は同時に東税データにも加入（加入は任意）し、手厚いサポートを受けることもできます。

導入される場合には、データを移行してからデモ機内のデータを消去、導入されない場合には、そのままデータを消去いたします。デモ機内に他のソフトやデータが残っていても消去しますので、他のソフトをインストールすることや税務ソフト以外のデータを保存することはしないでください。

⑧税務ソフトを導入し、同時に東税データに加入された場合に限り、お試し期間中に作成をしたデータをご自身のパソコンや東税データで購入したパソコンに移行することができます。また、移行に関するサポートも引き続き受けられます。

以上が、「会員業務のデジタル化サポート事業」を利用する流れとなります。

Ⅲ　実際に使ってみた（体験記）

私もたまたま税務ソフトの入れ替えを検討していたところに、サポート事業が始まったので、実際に使ってみました。

ご参考までに体験記を記したいと思います。

【貸出しまで】

電話連絡の後、デジタル化相談室に税務ソフトの入れ替えを検討中である旨の「デジタル化相談申込書」を作成し、メールをしました。すると、本会事務局より連絡があり、貸出日をいつにするのかを決めました。ここまでは、非常にスムーズでした。

【貸出日当日】

指定の日時に東税データショールームを訪問しますと、まず「パソコン利用確認書」に署名をしました。確認書には、貸出期間や貸出期間中の注意事項が記載されていました。

デモ機の貸出しを受けるための来館を省略できると楽ですが、デモ機がパソコンである以上、訪問することは致し方ないと思います。

利用に関する説明については、実際に貸出しを受けるデモ機で税務ソフト及び会計ソフトの使用方法の説明や別のパソコンを用いたデモ画面での具体的な入力方法の説明等があります。この際に、疑問点などを質問できますので、訪問日までに質問項目をまとめておくといいでしょう。

また、貸出後のサポート窓口の案内やサポート事業終了後も税務ソフト及び会計ソフトを継続して使用する場合の説明があります。

【貸出期間中】

貸出期間中は、自由に税務ソフト及び会計ソフトを使用することができます。私の場合は、通常業務もあり、数度デモ機を使ってみただけでした。

申告書の作成・電子申告だけでなく、各種届出書の作成・送信、他の会計ソフトからのデータ取り込みができるといったところは、非常にメリットと感じました。しかし、他の税務ソフトからのデータは原則移行できず、改めて手入力をしなければならない点は、デメリットと感じました。

【返却時】

デモ機を返却する際も、東税データショールームへ持参することとなります。

この際に、今後引き続き税務ソフト及び会計ソフトを利用するかの確認があります。使用した結果、導入を見送るとか、今後継続して検討していくといった場合でも、導入するように強く言われることはないので、ご安心ください。

私も、消費税のインボイスが落ち着いたら、再度導入を検討することとしました。

最後に、一人でも多くの会員の皆様のご利用をお待ちしております。

利用を希望される方は、裏面の案内をご参照の上、デジタル化相談室へご相談ください。